

阿見町議会会議録

平成28年第1回臨時会

(平成28年4月6日)

阿見町議会

平成28年第1回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号（4月6日）	3
○出席，欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開 会	7
・仮議席の指定	7
・議長の選挙	7
・議席の指定	9
・会議録署名議員の指名	10
・会期の決定	10
・諸般の報告	10
・副議長の選挙	11
・常任委員会委員の指名	12
・議会運営委員会委員の指名	13
・常任委員会及び議会運営委員会の委員長，副委員長の互選結果報告	13
・龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙	14
・牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙	14
・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	15
・稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙	16
・議案第54号から議案第58号（上程，説明，質疑，討論，採決）	17
・議案第59号（上程，説明，採決）	22
・議員提出議案第2号（上程，説明，質疑，討論，採決）	23
○閉 会	24

第 1 回 臨 時 会

阿見町告示第122号

平成28年第1回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年4月1日

阿見町長 天田 富司男

1 期 日 平成28年4月6日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

(1) 議長の選挙について

(2) 副議長の選挙について

(3) 常任委員会委員の指名について

(4) 議会運営委員会委員の指名について

(5) 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について

(6) 牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙について

(7) 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

(8) 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

(9) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）

(10) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部改正について）

(11) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）

(12) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）

(13) 専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について）

(14) 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

第 1 号

[4 月 6 日]

平成28年第1回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

平成28年4月6日（第1日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	大野利明君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	大塚芳夫君
税務課長	菊池彰君
収納課長	村田敦志君
子ども家庭課長兼 児童館長	青山広美君
国保年金課長	柴山義一君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	大竹久

平成28年第1回阿見町議会臨時会

議事日程第1号(その1)

平成28年4月6日 午前10時開会・開議

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について

議事日程第1号(その2)

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 諸般の報告

日程第5 副議長の選挙について

日程第6 常任委員会委員の指名について

日程第7 議会運営委員会委員の指名について

日程第8 常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果報告について

日程第9 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について

日程第10 牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙について

日程第11 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第12 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

日程第13 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて(阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について)

議案第55号 専決処分の承認を求めることについて(阿見町税条例等の一部改正について)

議案第56号 専決処分の承認を求めることについて(阿見町都市計画税条例の一部改正について)

議案第57号 専決処分の承認を求めることについて(阿見町国民健康保険税条例の一部改正について)

議案第58号 専決処分の承認を求めることについて(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について)

日程第14 議案第59号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第1 議員提出議案第2号 阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の制定について

午前10時00分開会

○事務局長（吉田衛君） 事務局長から申し上げます。

本議会は、一般選挙後初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職を行うことになっております。

御出席の議員の中で、倉持松雄議員が年長議員でございますので、御紹介申し上げます。

〔臨時議長着席〕

○臨時議長（倉持松雄君） ただいま御紹介にあずかりました倉持松雄でございます。

皆様方には、去る3月27日の町議会議員選挙において当選され、ここに御参集されましたことは、まことにおめでとうございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしく願いをいたします。

それでは、ただいまより平成28年第1回阿見町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は18名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより、議事日程第1（その1）に入ります。

仮議席の指定について

○臨時議長（倉持松雄君） 日程第1，仮議席の指定について、この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

議長の選挙について

○臨時議長（倉持松雄君） 次に日程第2，議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔書記，議場閉鎖〕

○臨時議長（倉持松雄君） ただいまの出席議員は18名であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により立会人に

石 引 大 介 君

井 田 真 一 君

高野好央君

以上3名を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

投票用紙を配付させます。

〔書記，投票用紙配付〕

○臨時議長（倉持松雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（倉持松雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔書記，投票箱を改める〕

○臨時議長（倉持松雄君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

○事務局長（吉田衛君） それでは読み上げさせていただきます。

〔事務局長氏名を点呼，各員順次投票〕

○臨時議長（倉持松雄君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（倉持松雄君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。

石引大介君，井田真一君，高野好央君，立会人お願いします。

それでは，開票を始めます。投票箱を解除いたします。

〔立ち会いの上，開票〕

○臨時議長（倉持松雄君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票，有効投票18票，無効ゼロであります。有効投票中，吉田憲市君8票，紙井和美君10票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票でありますので，紙井和美君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔書記，議場開鎖〕

○臨時議長（倉持松雄君） ただいま議長に当選されました紙井和美君が議場におられますの

で、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

ここで、紙井和美君より御挨拶がございます。紙井和美君、登壇願います。

〔議長紙井和美君登壇〕

○議長（紙井和美君） ただいま議長の任を拝しました紙井和美でございます。

このようなお役を頂戴することに当たりまして、非常に光栄であること以上に大変な重責を感じております。私よりも十分ふさわしい議員がおられる中で、私を選んでいただいたということは、今世の中も女性の時代であり、執行部も女性の課長が誕生したということもあり、恐らく女性の力を輝かせる、そういう時代ではないかという期待が私に込められているのではないかと痛感しております。

これからも男性・女性、力を合わせながらそれぞれの能力を発揮し、そしてよりよい町政運営をしていきたい、そのように思っております。18名それぞれの方が、それぞれの支援者の中で政党のみならず思想・価値観さまざまなかで、いろんな考えがあるかと思えます。そういったことをあわせ持ちながら、それぞれのよさを存分に発揮しながら、町長と、そして執行部とともに、しっかりとした町民の目線に立った議会運営を進めていきたいと実感しております。

まだまだ未熟な私ですけれども、先輩方のしっかりとした御指導をいただきながら、これからも一生懸命邁進してまいりたいと存じます。どうか今後ともよろしくお願い申し上げまして、私の所信の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○臨時議長（倉持松雄君） それでは、ここで本席を議長と交代いたします。大変御協力ありがとうございました。

〔臨時議長退席〕

○議長（紙井和美君） それでは、これより議事日程第1（その2）に入ります。

議事については、お手元に配付いたしました日程表に沿って進めたいと思いますので、御了承願います。

議席の指定について

○議長（紙井和美君） 次に日程第1，議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号及び氏名を事務局長に朗読させますので、順次御着席願います。

○事務局長（吉田衛君） それでは、読み上げさせていただきます。

2番石引大介議員，3番井田真一議員，4番高野好央議員，5番樋口達哉議員，6番栗原宜

行議員， 7 番野口雅弘議員， 8 番永井義一議員， 9 番海野隆議員， 10番平岡博議員， 11番久保谷充議員， 12番川畑秀慈議員， 13番難波千香子議員， 14番柴原成一議員， 15番久保谷実議員， 16番吉田憲市議員， 17番倉持松雄議員， 18番佐藤幸明議員， 1 番紙井和美議員。

〔議席移動〕

○議長（紙井和美君） それでは，ここで暫時休憩いたします。

議員各位におかれましては，全員協議室へ御移動をお願いいたします。

午前10時29分休憩

午前10時56分再開

○議長（紙井和美君） それでは，休憩前に引き続き会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

○議長（紙井和美君） 次に日程第2，会議録署名議員の指名について，本臨時会の会議録署名議員は，会議規則第120条の規定により，

5 番 樋 口 達 哉 君

6 番 栗 原 宜 行 君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（紙井和美君） 次に日程第3，会期の決定について議題にいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は，本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

諸般の報告

○議長（紙井和美君） 次に日程第4，諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

本臨時会に提出された案件は，町長提出議案第54号から議案第59号の6件であります。

次に、監査委員から平成28年2月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

副議長の選挙について

○議長（紙井和美君） 次に日程第5、副議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔書記、議場閉鎖〕

○議長（紙井和美君） ただいまの出席議員は18名であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に

7番 野口雅弘君

8番 永井義一君

9番 海野隆君

以上3名を指名したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

投票用紙を配付いたします。

〔書記、投票用紙配付〕

○議長（紙井和美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記、投票箱を改める〕

○議長（紙井和美君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

○事務局長（吉田衛君） それでは読み上げさせていただきます。

〔事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

○議長（紙井和美君） 投票漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。

7番野口雅弘君、8番永井義一君、9番海野隆君立ち会い願います。

〔立ち会いの上、開票〕

○議長（紙井和美君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票18票、無効投票0票。有効投票中、久保谷充君6票、平岡博君1票、永井義一君1票、野口雅弘君10票。

以上のおおりでございます。

この選挙の法定得票数は5票でありますので、野口雅弘君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔書記、議場開鎖〕

○議長（紙井和美君） ただいま副議長に当選されました野口雅弘君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、告知をいたします。

ここで、野口雅弘君より挨拶がございます。野口雅弘君、登壇願います。

〔副議長野口雅弘君登壇〕

○副議長（野口雅弘君） ただいま副議長に選任されました野口雅弘です。

思ってもみなかったことになってますが、実際こうなりましたら議長を助け、一緒に議会を運営していき、無事2年間過ごせるようにやりたいと思いますので、よろしく願います。

常任委員会委員の指名について

○議長（紙井和美君） 次に日程第6、常任委員会委員の指名を行います。

本件につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、指名いたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（吉田衛君） それでは、読み上げさせていただきます。

初めに、総務常任委員会委員、吉田憲市議員、久保谷実議員、紙井和美議員、難波千香子議員、海野隆議員、樋口達哉議員。

続きまして、民生教育常任委員会委員です。柴原成一議員、川畑秀慈議員、永井義一議員、栗原宜行議員、高野好央議員、石引大介議員。

続きまして、産業建設常任委員会委員です。佐藤幸明議員、倉持松雄議員、久保谷充議員、平岡博議員、野口雅弘議員、井田真一議員、以上でございます。

○議長（紙井和美君） お諮りいたします。ただいまの朗読どおり指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

議会運営委員会委員の指名について

○議長（紙井和美君） 次に日程第7、議会運営委員会委員の指名を行います。

本件につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、指名をいたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（吉田衛君） それでは、読み上げさせていただきます。

議会運営委員会委員、佐藤幸明議員、倉持松雄議員、久保谷実議員、柴原成一議員、川畑秀慈議員、野口雅弘議員、以上でございます。

○議長（紙井和美君） お諮りいたします。ただいまの朗読どおり指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

各議員におかれましては全員協議会室へ御移動願います。会議の再開は、常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長が決まり次第再開とさせていただきます。

午前11時20分休憩

午前11時40分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果報告について

○議長（紙井和美君） 次に日程第8、常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（吉田衛君） それでは、御報告させていただきます。

総務常任委員会委員長，吉田憲市議員，副委員長，海野隆議員。

民生教育常任委員会委員長，川畑秀慈議員，副委員長，永井義一議員。

産業建設常任委員会委員長，倉持松雄議員，副委員長，野口雅弘議員。

続きまして、議会運営委員会委員長，佐藤幸明議員，副委員長，倉持松雄議員，以上でございます。

○議長（紙井和美君） 以上で、常任委員会及び議会運営委員会の委員長，副委員長の互選結果報告を終わります。

龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について

○議長（紙井和美君） 次に日程第9，龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、龍ヶ崎地方衛生組規約第5条第2項の規定により、議員2名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に、久保谷充君，永井義一君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました久保谷充君，永井義一君を龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

ただいま当選されました久保谷充君，永井義一君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項により告知をいたします。

牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙について

○議長（紙井和美君） 次に日程第10、牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙を行います。

本件につきまして、牛久市・阿見町斎場組合同規約第5条第2項の規定により、議員3名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきまして、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、牛久市・阿見町斎場組合議会議員に、難波千香子君、海野隆君、野口雅弘君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました難波千香子君、海野隆君、野口雅弘君を牛久市・阿見町斎場組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

ただいま当選されました難波千香子君、海野隆君、野口雅弘君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項により告知をいたします。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（紙井和美君） 次に日程第11、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合同規約第8条第3項の規定により、議員1名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、川畑秀慈君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました川畑秀慈君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

ただいま当選されました川畑秀慈君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項により告知をいたします。

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

○議長（紙井和美君） 次に日程第12、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約第5条第2項の規定により、議員3名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に、佐藤幸明君、吉田憲市君、平岡博君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました佐藤幸明君、吉田憲市君、平岡博君を稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

ただいま当選されました佐藤幸明君、吉田憲市君、平岡博君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項により告知をいたします。

議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）

議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部改正について）

議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）

議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）

議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について）

○議長（紙井和美君） 次に日程第13、議案第54号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）、議案第55号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部改正について）、議案第56号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）、議案第57号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）、議案第58号、専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について）、以上5件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 本日は、平成28年第1回臨時会を招集しましたところ、議員各位には、公私とも御多用の折にもかかわらず、御出席をいただきまして、ここに臨時会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

去る3月27日の阿見町の議会議員の選挙におかれまして、本当に18名の皆さん、当選をされてまことにおめでとうございます。今後とも町民の負託に添えていただき、町がますます元気になるようお願いしたいと思います。

また、さきの議長選挙におかれましては紙井議長が誕生しました。先ほども女性の時代とい

うような話がありましたけど、そういう意味では女性議長というのは茨城県でもないのではないかなと、そう思います。今後とも議長職として素晴らしい実績を残していただきたいなど。

また、副議長選挙においては野口雅弘副議長が誕生いたしました。議長と一緒にですね、やはりこの町を明るく元気にしていただきたい、そう思います。

また、新人議員5名が当選されたということで、新しい風を阿見町にということで、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、議案に入らせていただきます。

議案第54号から議案第58号までの、専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

まず、議案第54号の阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、申し上げます。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を一部改正し、早急に施行する必要性が生じたため、3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

主な内容としましては、全国的に保育士の確保が課題となっていることから、保育士配置基準の算定について、幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる等の職員配置の弾力化に関する事項を追加するものであります。

また、建築基準法施行令の改正に伴い、特別避難階段の構造条件が変更されたため、小規模保育事業及び保育所型事業所内保育事業の設備基準について、所要の改正を行うものであります。

議案第55号から議案第57号について、関連しますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことを受け、阿見町税条例、阿見町都市計画税条例、阿見町国民健康保険税条例を一部改正し、早急に施行する必要性が生じたため、3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

議案第55号の阿見町税条例等の一部改正の主な内容としましては、固定資産税関係において、特定再生可能エネルギー発電施設及び都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が、新たに取得した公共施設等の用に供する家屋等の、固定資産税の課税標準の特例割合を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第56号の阿見町都市計画税条例の一部改正の主な内容としましては、町税条例における

固定資産税関係の改正と同様の理由で、所要の改正を行うものであります。

議案第57号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正の主な内容としましては、被保険者間の税負担の公平を図る観点から、課税限度額のうち、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額を、それぞれ2万円引き上げるものであります。また、低所得に対する国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を26万5,000円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を48万円に引き上げるものであります。

次に、議案第58号の行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、行政不服審査法の全部改正に伴い、さきの第1回定例会において、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定し、阿見町固定資産評価審査委員会条例を改正したところでありますが、改正後の同条例が適用される対象の範囲を明示するため、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 議案第54号についてね、質問をいたします。

専決処分ということでね、もう決まってしまうてはいますが、確認の意味でね、念のためお聞きしておきますけれども、改正点2つあってね、そのうち設備基準のほうについてお伺いします。

新旧対照表を見るとね、4階以上の階に適用される設備基準の改正があったということで、条例についても改正を行うと、こういうことになってはいますが、念のため聞くんですけども、この改正によってですね、現行阿見町でも家庭的保育事業所はあると思うんですけども、この改正による何らかの改修とか、そういうものを必要とするような保育事業所はありますか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。町内において該当する施設はございません。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑は。8番永井義一君。

○8番（永井義一君） この改正点のどこなんですけども、第7条のところですか、幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許を有する者を保育士とみなすということが書いてあるわけなんですけども、実際阿見町の中でこのような免許を取得している方はどのぐらいいるのかと。

それとあともう1点ですね、保育の問題で、私3月議会の一般質問の中で待機児童の話ちょっとさしていただきましたけども、そのとき保育士が少ないってことを町の答弁あったかと思うんですけども、今現在待機児童はどうなっているか、その2点をお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。まず第7条のところ、今回の改正なんですけども、全国的に保育士が足りないということで、保育士についてですね、特例を設けて活用ができるようにするというので、第7条に関しましては幼稚園の教諭、小学校教諭、それから養護教諭を保育士にかえて活用することができるということでございますが、で、免許を持っている方ということになりますと、実際に今把握はしてないんですけども、例えば現在お勤めで……。そういう免許を持って在宅にいる方ですとか、あるいはこういう免許を持ちながらお勤めをされて既に退職された方、そういった方も対象になるのかなというふうに考えますけども、この数自体は何名ぐらい、町内にそういう免許を持ってる方が現在何名いらっしゃるかというのはちょっと把握はしてございません。

それからもう1点目なんですけども、待機児童の数でございますが、現在の待機児童としましては4月1日現在で16名の方が待機児童になってるということでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 今ね、部長のほうで把握はしていないということだったんですけども、どうなんですかね、今、その後待機児童が16名いるということで、3月議会の答弁の中で保育士が足りないって話があったかと思うんですけども、この中で待機児童を解消させるために町のほうとして把握していないという……。その免許を持ってる人、そういった方々に、把握してないんでちょっとわからないかもしれないんですけども、その待機児童16名をなくすためにそういった施策っていうのは考えてますかね。この7条での絡みで。そういったことで町のほうとして待機児童をなくすんだっていうことで、ちょっと施策があればお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。まずはですね、7月に開所を予定しております小規模

保育事業所、これが定員19名で開設を予定でございますので、そちらのほうも待機になられた方、あるいは入所できなかった方については入所申し込みで、入所できなかった方に合わせてですね、7月にこういう事業所が開設予定ですということでお知らせをしてるところでございますので、御希望があればそちらのほうに振り替えて、振り替えといたしますか、入所で……。これは、小規模保育事業所は3歳未満の方が対象でございますので、そちらのほうである程度のところは対応できるのかなということと考えてございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ということは、待機児童解消のために小規模保育所、7月にできるということなんですけども、7月にできる……。今4月ですから5、6、7、3カ月あるかと思うんですけども、町のほうとして積極的に幼稚園教諭とか小学校のこの免許状ですか、持っている人を積極的に募集して保育士不足を解消するっていうようなことは考えてますか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 町のほうではですね、町の保育所に関しましては、基本的に定数の足りる保育士のほうが確保はできております。ただ、障害の、ね、児童がいらっしゃる方とか、そういったところに加配でね、保育士さんが必要とかいう部分で、ちょっと足りないようなところはございますけども。

それからあと、民間の保育事業所に関しましてもやはり若干不足しているようなところはあるようでございますけれども、今回の改正の通知については全て各民間の事業所等にもお知らせをしておりますので、それぞれの事業者の判断で活用できるものは活用していくというようなことは検討されるのではないかなというふうには考えております。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第54号から議案第58号について、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） それでは、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第54号から議案第58号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって議案第54号から議案第58号については、原案どおり承認することに決しました。

議案第59号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（紙井和美君） 次に、日程第14、議案第59号、阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第59号、阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

平成28年3月31日付で町議会議員の任期満了により、議会議員から選任しておりました川畑秀慈氏が退任となりました。

つきましては、次期の監査委員として柴原成一氏を選任いたしたく、同意を求めるものであります。

慎重審議の上、同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となる14番柴原成一君の退席を求めます。

〔14番柴原成一君退場〕

○議長（紙井和美君） 本件につきまして、質疑、委員会の付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより、採決いたします。本案は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって議案第59号は、原案どおり同意することに決しました。ここで、14番柴原成一君の除斥を解き、入場を許します。

〔14番柴原成一君入場〕

○議長（紙井和美君） ただいま18番佐藤幸明君ほか3名から、議員提出議案第2号、阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の制定についてが提出されました。

お諮りいたします。この際、議員提出議案第2号、阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の制定についてを日程に追加の上、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 議員提出議案第2号、阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の制定についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議員提出議案第2号 阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の制定について

○議長（紙井和美君） これより、追加日程第1、議員提出議案第2号、阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

18番佐藤幸明君、登壇願います。

〔18番佐藤幸明君登壇〕

○18番（佐藤幸明君） 議員提出議案第2号、阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

阿見町議会は、平成20年7月から平成28年3月までの期間、定例会、臨時会及び各委員会等に出席したときの費用弁償を廃止し、さらに議会から選出の審議会等の委員の報酬及び費用弁償を廃止し、町の財政健全化に寄与してきたところでございます。

我が国の経済情勢は今、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって緩やかに回復に向かうことが期待されているが、海外景気の下振れなど景気が下押しされるリスクがあり、地方自治体の財政状況も依然として厳しい状況であります。当町においても先行き不透明な税収など財政状況は以前厳しい状況にあります。

このような状況から現議員の任期中の定例会、臨時会及び各委員会等に出席したときの費用弁償を廃止し、さらに議会から選出の審議会等の委員の報酬及び費用弁償を廃止し、議員自ら

町の財政健全化に寄与したいと考えるものであります。

提出者，阿見町議会議員佐藤幸明。賛成者，阿見町議会議員倉持松雄，同じく紙井和美，同じく柴原成一。

以上であります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号は，会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第2号は，原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって議員提出議案第2号は，原案どおり可決することに決しました。

閉会の宣告

○議長（紙井和美君） 以上で，本臨時会に予定されました日程は全て終了いたしました。

これをもちまして，平成28年第1回阿見町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 1時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長 倉持松雄

議長 紙井和美

署名員 樋口達哉

署名員 栗原宜行